

人口縮小社会における鳥獣保護管理の担い手の確保・育成

1. 制度の概要

- ・基本指針において、以下のとおり記載されている。
 - －鳥獣保護管理事業の適切な実施のためには、専門的な知識、技術及び経験を有する人材を育成し、適所に配置又は活用する必要がある。特に都道府県にあっては、鳥獣の保護及び管理に関する専門的知見を有する者を都道府県の鳥獣行政担当職員として配置し、技術的な面からも鳥獣保護管理事業を支える体制を整備することが求められる。
 - －狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟者確保のための方策の充実を進める。

2. 背景

(1) これまでの取組の概要

- ・狩猟免許取得促進のため、狩猟の魅力を伝えるイベント等を平成 24 年度より 33 都道府県延べ 37 会場で開催するなどの取組を実施。
- ・鳥獣保護管理の捕獲の担い手の経済的負担軽減のため、平成 27 年度より狩猟税の減免措置を拡充（平成 31 年度よりさらに 5 年間延長）。
- ・鳥獣保護管理に関する取組について専門的な知識や経験を有する技術者を登録し、地方公共団体等の要請に応じて、登録者の情報を紹介する仕組みとして、鳥獣の保護管理に係る人材登録事業（鳥獣プロデータバンク）を平成 20 年度より開始し、延べ 152 名の専門家が登録。

(2) 現行基本指針策定以降の状況（参考資料 2 - 2）

- ・これまで鳥獣保護管理における捕獲の担い手として活躍してきた狩猟者は、平成 24 年まで減少傾向にあり、その後狩猟免許所持者の減少には歯止めがかかっている（昭和 50 年：約 51.8 万人→平成 24 年：約 18.1 万人→平成 28 年：20.0 万人）が、引き続き高齢化が進んでいる（免許所持者の 63%が 60 歳以上）。
- ・特に里地里山を含む中山間地域においては人口減少・高齢化が進行（例：山間農業地域では昭和 45 年から一貫して人口減少が続き、令和 27 年（2045 年）には平成 27 年（2015 年）の人口の 46%まで減少）しており、捕獲や適切な生息環境管理、生活圏への出没時の対応等の鳥獣の保護管理を地域で一体的に担う人材・体制が不足している。
- ・平成 26 年鳥獣法改正時の附帯決議において、科学的・計画的な鳥獣管理を効果的に推進するため、鳥獣管理に関する専門的な知見を有する職員が都道府県に配置されることが重要であり、国はその配置への支援を行い、その配置状況について把握し、毎年公

表することとされているが、平成 27 年度の調査以降、1 都道府県当たりの専門職員数は平均約 3 人程度で推移している。

3. 課題

- ① 狩猟免許取得者数は下げ止まり、若い免許所持者も増加傾向にはあるが、捕獲活動は引き続き高齢の熟練狩猟者によって支えられている状況にある。捕獲技術を習得する場や指導者が見つからないといった理由から、狩猟者登録していない者が 6 万人存在しているなど、実際の捕獲事業に従事できる技術を持った者の確保が求められている。また、野生鳥獣が住居集合地域等に出没した際に対応可能な技術や経験をもった担い手が減少している。
- ② 狩猟者等の鳥獣の捕獲の担い手の社会的な重要性が増大しているが、その役割が十分に認知されていない。また、社会的な重要性の増大に伴い、担い手の負担も増大していることから、狩猟免許有効期間の延長措置や狩猟免許等の一本化、狩猟税の軽減措置といった担い手の負担軽減が求められている。
- ③ 環境省自然環境局長からの「人口縮小社会における野生動物管理のあり方」に関する審議依頼に基づき、日本学術会議から「地域に根差した野生動物管理を推進する高度専門職人材の教育プログラムの創設」に関する提言がなされているなど、都道府県・市町村における鳥獣保護管理の専門人材が不足している。

4. 対応方針（案）

- ① 狩猟免許取得促進のための取組を継続することに加え、十分な捕獲技術を持った次世代の狩猟者育成のためのプログラムや体制の構築を進めるとともに、鳥獣の捕獲の担い手が果たしている社会的な役割を明確化し、認知の向上を図る（例：狩猟インストラクター制度の検討・運用など）（基本指針、事業、体制整備）。
- ② 狩猟免許有効期間の延長については、適性試験の受験及び更新者講習の受講の機会の減少により、事故リスクが増加する可能性があることから、有効期間は現行のとおりとしているが、捕獲の担い手の負担軽減のため、努力義務となっている更新者講習について、web やオンライン等も活用したデジタル化を進めることなどにより、柔軟な運用を推進するなどの取組を進める。また、狩猟免許、狩猟者登録証等の一本化については、措置に向けた法令上及びシステム上の検討を進めるとともに、狩猟税の減免措置について、捕獲の担い手の確保への効果を確認しながら、引き続き延長措置等を検討する（法令、税制、通知、運用）。
- ③ 大学や学会等が連携した人材育成プログラムの検討支援及びプログラム履修者の活用策の検討を進める（基本指針、運用）。
- ④ 鳥獣プロデータバンクの登録人材を都道府県や市町村等が積極的に活用することを推進する（事業）。